

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	結核患者の医療の公費負担の承認	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 7 条の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
審 査 基 準	医療に要する費用負担（公費）の範囲については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 7 条の 2、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 2 0 条の 2 によるものとする。ただし、審査にあたっては、申請された医療の適否を堺市感染症診査協議会に諮問したうえで、公費負担の承認または不承認を決定するものとする。 なお、申請にあたり必要な記載事項その他については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 2 0 条の 3 によるものとする。	
標準処理期間	標準処理期間	3 0 日
	標準処理期間を設定できない理由	